

第4回長野県個人情報保護運営審議会 会議録

- 1 日 時 平成18年3月15日(水)午後1時~午後4時30分
- 2 場 所 長野県庁議会棟501号会議室
- 3 出席者
(委 員) 大門会長、磯部委員、石坂委員、齋藤委員(富田委員は欠席)
(事 務 局) 小林課長、岸田係長、宮原企画員、羽生企画員、神原主任
- 4 議 題
(1) 継続案件の審議
(2) 新規意見聴取案件の報告・審議
新規提出案件105件(うち警察関係84件) 19件について承認等をした
第3回審査会提出案件のうち 1件について承認等をした
- 5 議事経過
別紙(概要)のとおり審議を行った。

(別紙：概要)

会 長： これから第4回個人情報保護運営審議会を開会します。

前回の処理に係る審議から報告していただいて、付帯意見を付した案件について、事務局からの報告があるそうですので。

事務局： 前回は審議いただいた教育委員会の案件「児童生徒健全育成事務」について、「『児童生徒による問題行動等に係る学校と警察の連絡運用要綱(案)』6学校から警察への連絡(1)から(3)は、非行が行われた場合又は非行が疑われる場合に限定されるべきである。」との意見を付した上で、ご承認いただいたところですが、配布資料のとおり付帯意見に沿った形で修正したとの報告を受けましたので、報告させていただきます。

会 長： 委員の皆さんよろしいですか。

委 員： 了承。

会 長： 継続案件は2件でしたが、文化財・生涯学習課の案件が取り下げられたということですが、取り下げの理由はよろしいですね。新たな継続中案件のチェック表は配られているんですね。

それでは、111番 保健予防課の「精神障害者通院医療費公費負担事務」に関する「本人外収集通知の省略」の案件ですが、実施機関の理由説明が出されていますが、いかがでしょうか。

委 員： 承認。

会 長： それでは、新規案件に関する、報告審議ということに入りますが。新規案件について事務局からの報告を。

事務局： 資料などは事前に送付させていただいておりますので詳細は省略させていただきます。県警、公安委員会を除く、知事、監査委員会の案件が21件。県警分が新たに80件、公安委員会分として3件でございます。

まず、県警・公安委員会以外の新規案件ですが、事前にご意見を頂いているもの以外は、承認ということによろしいでしょうか。

会 長： いいですかね。人材活用チームの19、119、120、121、122番、

コモンズ福祉課の123、124、125番と、青少年家庭課の126番、保健予防課の128番、農業技術化の129、130、131番、それから、農村整備課の139番、住宅課の134、133番は、ご意見がないので、全員承認の連絡をしているということでこれは承認でいいですね。

それでは、青少年家庭課の127番について、継続というご意見を頂いているんですが、これについてはどうですか。

事務局：（資料に基づいて説明。）

委員：承認。

会長：いいですか。承認ということで。それから、園芸特産課の132番について。

事務局：（資料に基づいて説明。）

委員：承認。

会長：次に案件番号136番と137番について。

事務局：（資料に基づいて説明。）

委員：案件番号136番の「診療情報管理事務」の目的外提供については、適当と考えられる。

しかし、案件番号137番の「診療情報管理事務」の目的外提供通知の省略については、遺族ないし相続人は、死亡者の情報について一定のコントロール権を有する場合がありますと考えられることから、慎重に考える必要があると考えられる。

したがって、本件の本人に、遺族ないし相続人は存在するのか、存在する場合には遺族ないし相続人に通知することは可能か、本人が、遺族ないし相続人に知らせたくないと考えていた形跡はないかなどについて、確認する必要があるのではないか。

会長：承認ということで。目的外提供通知の省略については、検討してということで。

（意見聴取のため実施機関、入室。）

実施機関：（資料に基づき説明。）

会 長： 委員の皆さんいかがでしょうか。

委 員： 110番通報があったら対応するという根拠はどこにあるんですか。

実施機関： 警察の責務としては、警察法の2条で定まっている責務がありますから、責務を果たすうえでは、110番で通報があれば、本来的に確認しなければならないものだと思います。

会 長： 警察法2条による警察の責務は何ですか。

実施機関： 個人の生命、身体及び財産の保護ということです。具体的には、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に当ることということになります。

今回の登録簿におきましても、細かく法律、収集の法的根拠は何かというところに着目してきましたが、どうしても整理ができない、類型化できない部分が出てしまったということです。

委 員： 条例で言っているのは、あくまで目的であって結果ではないですから、条例4条の、生命を守る、犯罪の予防、鎮圧、捜査などの目的があるのであって、他の目的も並存しているかもしれないけれども、目的はあるので当てはめることはできるんじゃないですか。

実施機関： 事務の登録簿を作りますが、類型化ができないですから、その事務登録簿が収集目的でできないですよ。犯罪の予防としての事務となると、どこの事務にそれが入るかとなると登録簿に入らないですよ。

委 員： 複数の目的を入れればいい。

実施機関： 不確定事案が沢山ありますので、登録簿の手入れができなくなってしまう。現場の警察官の声を聞いてみますと、まず個人情報収集については、収集目的がはっきりしなければいけない。相手に、例示しなければならないが、これは何の収集目的の事務だ、躊躇してしまう。

会 長： 出動したときに、どういう活動したかということを記載する定形の用紙はないんですか。

実施機関： ありますが、警察活動には、様々な側面があるので、明確に 1 つの事務だというように括ることが非常に難しく、類型化が難しい。

警察の登録簿の事務に当てはまらない個人情報の取扱いというのが出てきてしまう。

委員： つまり、登録簿を作らない。

実施機関： 作れないです。

委員： 諮問は、4条3項4号に該当する場合として、4項に基づいて意見を聞いているが、5項というのがある、予め意見を聞かなくてもいいことが予定はされている。これで対応はできないのか、ということですが。

実施機関： もちろんそうです。

委員： 4号に解釈しなければならないケースが、よく分からないということだと思うんですね。

実施機関： 5号の公共安全のシステムの維持と、警察法2条の公共安全のシステムの維持では若干差があるという見解です。

会長： 4号は、本人から収集したのでは、収集目的の対象となる事務が上手くいかない場合の話ですからね。犯罪捜査で、本人から聞かないで周りから聞くという事なども、これに入るものかもしれませんけど。

実施機関： 明確な基準というものがなく、現場の警察官が躊躇する面が出来てしまうんですね。

会長： 今までどおりで、何の問題もないと思いますが。

実施機関： 本人外収集する場合がありますが、目的外利用や、提供したりします。収集目的は何かということが明確にならないことを心配しています。

委員： 目的は、はっきりさせていただかないと困るのではないですか。

実施機関： その事務の概要が判然としない時点でも、照会したり聞き込みしたりしますから、そのときは事務の目的は判然とはしません。

それが、事務登録簿のどこに当てはまるのか、事務登録簿のどこにも当てはまらない。最初に想定した収集目的に結構該当しない場合が出てくる。

複数の目的を持っていけばいいのではないかということですが、どの程度で足りるのか。

会 長： 現に持つ範囲でしょう。何も持たないで行くはずもない。

実施機関： 想定としては持っていったとしても、現場で捜査をしたときに、そのいずれでもない場合もあります。想定外のものが出てきたときに、その収集目的は何だったんだと。

会 長： 結果が違ったとしても、そんな目的で行ったのは間違っていると言う人はいない。

実施機関： 最初の時点では、警察法 2 条の公共安全という目的だということになってしまいますよね。

会 長： いえ、もっと具体的だと思います。

実施機関： 通報があれば、100%現場に行きますが、その法的根拠は何かと言うと、それは警察法第 2 条としか言いようがないです。

委 員： 結果的じゃないですよ。最初に条例第 4 条第 3 項の 3 号か 5 号のどちらかで行こうとしている。それで振り分ける方法で良いのではないですか。

実施機関： 3 号や 5 号に当てはまらないものが出てきた場合は、考えられないですか。

委 員： その例を挙げてもらえれば。

実施機関： 3 号の場合には、事後の承認についてしなければいけない場合もあります。そうした場合に、通知によって支障が出るような場合が想定されるときが出てきますけども。

委 員： 通知しても、支障ないですよ。

実施機関： 3号でやったときも、あとのことを考えると、適用除外をしていかないとスムーズな対応ができないということも心配はしています。

委員： 本人外収集したと言っただけでも、問題がある場合がある。

実施機関： そういう事案はあります。大きな市は別ですが、小さい市町村ほど狭まってくるから、特定される部分も出てくる事案もあります。ですから、本人外通知についても心配をしている部分があります。

委員： 事例は、現実にありますか。

実施機関： 心配はします。

会長： 個人情報の保護については、職務執行の上で意識してもらうことは、大切なことじゃないですか。

実施機関： 条例の趣旨に従って、個人情報を取り扱っていくということは、当然のことだと考えています。

委員： 警察法の目的に該当するからと言って、全てが許されるという訳ではありませんので、最初から警察法の目的の範囲内の行為ということで、審議会が白紙の承認をするってことはできない。

実施機関： そういうことではありません。

委員： 分かりませんが、個人情報の取扱いという側面に関して、意見の齟齬が生ずる場合があるから、その場合については、こちらの方が意見を言う余地は残しておきたいということです。

実施機関： 個人情報保護条例によって、現場で支障が生じて、踏み込めなくなるような障害が出たら困るという危惧はあります。グレーゾーンで、そこまで警察がやるのかというような部分も、収集目的、収集根拠について対応できない部分が出てくる心配もあります。

会長： それは分かります。

実施機関： 現場の警察署は本当に苦労しているという、現場の実態というのを分かっていたきたいと思います。

会 長： 私としては、言っておられることが分からなくはありませんが、結論を出すわけにもいかない。もう少し検討させていただきます。

本日の意見聴取はこれで終わりにしたいと思います。ありがとうございました。

(実施機関、退室。)

事務局： 今日、前回まで頂いた御意見を県警に投げかけて、それに基づいて意見聴取をしたということで、今日の意見聴取の結果、審議会はこう考えていますよということをお伝えの方が良いと思いますが、それによろしいでしょうか。

会 長： いいですね。

続いて、案件番号138番について。

事務局： (資料に基づいて説明。)

委 員： 承認。

会 長： そうということで、承認。

それでは継続案件が終わったということで、新規案件の審議を行います。

事務局： (事務局、説明。)

委 員： (順次、承認。)

委 員： 案件番号176番については、不相当だと考える。

委 員： 案件番号211番については、質問に対する回答がないため、継続である。

会 長： 案件番号230番及び231番は継続とします。ご苦労様でした。次회가3月23日ということで。